

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮要請について

兵庫県では、3月後半以降、新型コロナウイルス新規感染者が200人を超える日があるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

## 1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

○営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(\*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(\*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など  
「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>

## 2 実施期間・対象地域・協力金

## (1) 神戸地域、阪神南地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ~4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/5(月) ~5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

## (2) 阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ~4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数

## お問い合わせ先

◆時短要請等コールセンター(時短要請に関する事)

T E L : 078-362-9921、受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関する事)

T E L : 078-361-2501、受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)